『人文学報』 第80号（1997年3月）
（京都大学人文科学研究所）

「国語」・「日本語」・「東亜共通語」

── 帝国日本の言語編制・試論 ──

安　田　敏　朗

はじめに
1　国民国家的言語編制
1-1　「国語」概念の成立
1-2　「国語」の志向
1-3　国民国家的言語編制の中の植民地
1-4　「国語」をめぐる二つのナショナリズム
2．帝国的言語編制
2-1　「東亜共通語」概念と「日本語」
2-2　「東亜共通語」「日本語」の志向
2-3　帝国的言語編制の中の諸地域
2-3-1　「満洲国」の場合
2-3-2　占領下東南アジアの場合
2-4　帝国的言語編制の中の二つのナショナリズム
3．帝国日本の言語編制
3-1　編制の構造
3-2　帝国日本の言語編制の中の植民地
4　むすびにかえて

はじめに

本稿は，近代日本の国民国家形成から台湾朝鮮の植民地支配，「満洲国」の支配，東南アジア軍事占領といった帝国日本の歩みの中での日本語の在り様を記述する際の枠組みを検討するものである。

帝国日本の形成にとって，統治の手段として日本語をいかように扱い，異言語といかように対峙するかを定めていった言語政策の果たした役割は大きい。その点に関して言えば，従来，植民地研究の一環として，各地域ごとの専門研究者によって，言語政策に関する具体的な研究が蓄積されている[1)]。また近年，日本の「国語」形成に関する研究やその植民地での変容についても研究がなされている[2)]。しかしながら帝国としての日本の言語政策の形態やその変化についての総合的かつ統合的な研究には至っていないと考えられる[3)]。この言語政策研究視点の確立は，帝国としての日本の歩みを分析する際にも有用であると考えられるため，以下に試論

として近代日本の言語政策分析の基礎概念を設定し，総合的かつ統合的に論ずる際の枠組みを提示してみたい。

上に言う基礎概念とは表題の「国語」「日本語」「東亜共通語」である。これらは日本の歩みと密接な連関を持って形成され規制しあい，かつそれぞれの概念に基づいた異言語と日本語との関係性を規定する言語編制が構成されていたと考えられる。そして帝国日本内部の地域により該当する言語編制が異なり，異なる原理に基づいた言語政策を実行しようとしたと仮定する。つまり「国語」的原理を基礎とする「国民国家的言語編制」と「東亜共通語」的原理を基礎とする「帝国的言語編制」の二類型を設定する。具体的な編制原理は後述するが，これら原理と帝国日本内の諸地域との連関を提示すると，ピーター・ドウス［1992］の言葉を借りれば，前者が「公式帝国」［formal empire］に対する言語編制であり，後者が「非公式帝国」［informal empire］に対する言語編制であるとも言いうる。こう設定すると帝国日本の言語政策とは時間の流れに沿えば，「国民国家的言語編制」（「内地」「外地」）から「帝国的言語編制」（「大東亜共栄圏」）への編制替え（その途上に「満洲国」があった）に基づいたものであったといいうるだろう。つまり「帝国的言語編制」の中核には「国民国家的言語編制」の産物である「国語」が据えられ（それは「満洲国」を取り込もうとしていく），「東亜共通語」としての「日本語」と互いに不即不離の影響関係のもとで異民族の言語と対峙していたという構図を描くのが現在のところ妥当のように考える。そしてこの編制原理の差異は日本外部の認識の仕方に左右されたものと考える。外部に対する認識度や接触度の変化，すなわち帝国日本の対外進出の時期的な違いにより差異が生じた。さらにいえばこの外部認識との連関において，これら言語編制の中での言語ナショナリズムは二つの形態を採っていった。それらを仮に「通時的・伝統志向の言語ナショナリズム」と「共時的・普遍性志向の言語ナショナリズム」と称するが，それらは対峙しつつ明治期以降継続していったのである。

1　国民国家的言語編制

1-1　「国語」概念の成立

近代以前にはただ漠然とだけ捉えられていた日本語に輪郭が与えられ，国家形成の一手段として重視されるのは明治以降のことであった。

一般に近代国民国家では，単一の・あるいは二，三の国家公用語を選定し，国内に住む住民に浸透させる作業が，国家建設の理念にかかわらず必要とされる。これは，近代国民国家の構成員は何らかの形で国家と関係を持たねばならないという前提と関係があろう。この前提が成り立つには，近代的技術の確立が必要である。これは交通・通信網の発達，新聞・出版などの

メディアの成立とその浸透，そして徴兵制度や教育制度といった国民の動員制度の確立・普及のことを意味する。これら制度により国内に均質かつ緊密な空間を醸成することがめざされるが，国家運営の制度を効率よく運用するには，単一で均質な言語が好ましい。このような国民国家形成の論理を内包した国家公用語を造り上げるのが，近代の言語政策が持つ一側面（具体的には広めるべき国家公用語の設定・標準化，国家諸制度に乗せて対象とすべき人々に広める）である。

さて，近代日本の言語政策の本格化の始点は，日清戦争の最中に国民形成・国民教化という機能や異言語・異変種を排除する意図を盛り込んだ「国語」概念が設定され，その普及のために簡便さを求めたところに置けるだろう。

その日本語の「国語」概念の成立は，明治後半期以降の文部省の言語政策機関に深く関わった上田万年の議論を追うことで明らかになる[4]。明治初期には統一した言語への要請があったものの，日本は均質な言語空間としては認識され難かったのに対し[5]，上田が活躍しだすころは均質な言語空間を創出する各種の装置（学校教育・法体系・電信・軍隊制度など）が確立・普及しはじめており，それら近代諸制度を日本語でなんとか担おうとしていた状況であったと考えられる。

しかし帝大総理加藤弘之の命によるドイツ・フランス留学から帰ったばかりの上田は，国民国家日本に統一した言語が欠如していると痛感していた。帰国の年の講演「国語と国家と」において上田は「国語」とは国民全体に均質に流れる血液のようなものであり，その「血液」によって国民としての一体性を実感させるものと設定し，その確立を唱えた。1895年に出版された上田の論文集『国語のため』の扉の言葉，「国語は帝室の藩塀，国語は国民の慈母」に国家と国民とに密接に「国語」を関わらせようとした上田の意図を見いだすことができるであろう[6]。だが，上田は「国語」という枠組みを提示しその「歴史性」[7]を認める一方で，「国語に対する手入れは十分なされ居らずや」との自問に「否」と答えているように「国語」の内実（文法・表記法・標準語・文体など）の欠如を強く訴え，より多くの国民が簡便に用い得る形態にしようと考えていた。

日本国家全体としても，「国語」の内実の欠如という意識のもとで，日清戦争後の中華からの離脱を意識するナショナリズムの高揚[8]のなか，統一された「国語」の確立のための国家的言語政策機関設置の要請が強まっていく。そして紆余曲折を経て1902年の文部省国語調査委員会[-1913年]官制公布へ至る[9]。「標準語」の設定・「口語文法」の確立に貢献しようとしたのが上田を主事とするこの委員会であった。また帝国大学の国語研究室[1897年設置]の初代主任教授となった上田は研究室出身の教え子たちを「国語」確立のための研究に従事させるとともに，この委員会を通じて言語政策に関与する者も育成していった。つまり「国語」の国による制度化と国による研究機関の設置の双方に上田万年は関与したのである。こうした中で「国語」

という枠組み及びその「歴史性」への認識が，1900年の小学校令改正で「国語」という教科が設けられたこともあり，徐々にではあるが一般に浸透していった。

1-2　「国語」の志向

さて，「国語」の内実を担うものとされたのが「標準語」であった。「標準語」という言葉の初出は1890年のことだというが[10]，上田万年が1895年の『帝国文学』に寄せた「標準語に就きて」という一文で「標準語」とは「英語の「スタンダード，ラングェーヂ」，独乙語の「ゲマインスプラーヘ」の事」（上田［1895a:14］）と翻訳語であることを示している。そして国語調査委員会の調査方針の一つに「方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト」と掲げられたように「標準語」は「方言」との対比で語られるようになっていった。つまり「標準語」の選定のために「方言」は採集・研究され系統づけられていったのである。

上田は「標準語に就きて」で「標準語」に「各方言より正しく超絶して［…］右等方言の融和統一を固定すべきもの」との役割を期した（Ibid.17）。さらには「少しく一般の人の自覚心をも喚起して，なるべく真善美の諸徳を此上に見る様心懸けたし」（Ibid.22）と「標準語」への価値付けの必要性を語る。

上田はこれ以上は述べていないが，おそらく「標準語」への価値付けは言語政策に関与する者たちの「方言」に対する見方を決めていったと考えてよいだろう。例えば，上田の弟子で，長らく「国語問題」に政策的に深く関与し続けた保科孝一[11]は『帝国文学』に連載した「方言に就て」（保科［1898］）において，言語の分裂は国家の分裂であり，文化の進展によりそれは統一に向かうことを強く主張し「一国に於て偉大なる勢力を有する一地方の高等社会に行はるゝ言語を取り是を以て普通語の標準となし洽ねく国民を感化する」（Ibid.673）と「標準語」に「国民感化」の役割を設定している。「感化」を効率よく行なうためには「訛言卑語を排斥」（Ibid.675）し，「各地方の方言を打破すること」（Ibid.208）を明確に述べている。このように「方言」とは「標準語」との関係性から解釈され，「標準語」に従属すべき存在として語られていく。

このように「国語」は「方言」との間に価値づけがなされ，「方言」ではなく「国語」にこそ「国語わ国民精神お養成し，国民の品性お陶冶する上に，最も有力なものである」（保科［1901:1］）と「国民精神」が宿るという言説が導き出される。

このように国語調査委員会設置などの「国語」の制度化の中で「国語」は「方言」との序列化を図り，「国民精神」が宿るとすることでその序列を絶対的なものとして固定化していったのである。

以上の「国語」の志向は「国民」の養成・教化へ向いたものであったが，「国語」の確立が海外普及との連関で語られている点にも注意したい。例えば，上田万年は1902年の論文「国民

教育と国語教育」において国民教育としての国語教育の重要性を指摘し，さらに

> 千五百年来使つて居る日本語を土台として新式の文字を選定して，それを支那へ植え付けて弘めるたけの勇気を有ちたいものである，さういふやうに考へて見ると，此国語問題は自国の国民を養成するためばかりでなく，一歩進んでは日本の言葉を亜細亜大陸に弘めて往くといふに大に関連して居る，さういふ側から考へて見るとなほなほ王朝時代とか幕府時代の文字とか言葉とかを成るべく整理して使はないやうにし，今日立憲国国民として必要なる国語を作り出すことが必要ではないかと思ふ。　（上田［1902:17］）

と述べる。1500年の「歴史」への認識や「国民を養成する」という役割とともに「日本の言葉を亜細亜大陸に弘めて往く」という志向が見られる。上田の言説には植民地への言及はさほど明確には表れず[12]，「亜細亜大陸」への普及という視点から語られる場合が多いが，より明確に植民地支配の道具として「国語」を意識し，そのための整理改良を唱えていたものは少なくない。例えば保科孝一は1901年に「我邦の国語お見るに，遺憾ながら頗る不整頓である。［…］かくのごとき不整頓な，不完全な国語お以て，国民の品性お陶冶するのに遺憾わあるまいか。［…］又我邦の国語お以て，外国の人民お教育するとか，新領地の人民お教育するとかゆ-，遠大な事業わ，猶更困難でわあるまいか」（保科［1901:7-8］）と「方言」の統一による国民教化と同列に「新領地の人民の教育」を置く。

また言語学者金沢庄三郎は，韓国併合の翌年に「朝鮮併合といふ空前の大業を好絶の機会として，従来より宿題となつて居た国語上の諸問題を解決して，明治の国語に動かすべからざる基礎を築かねばならぬ」（金沢［1911:23］）と植民地の運営に相応しい「国語」の形成，「標準語」の確立を説く。

さらに国語学者で国語調査委員会委員でもあった大槻文彦は，1908年に「今日ハ台湾朝鮮満洲其外ヘモ日本語ノ言葉ヲ弘メネバナラズ，又外国人ニモ学バセネバナリマセヌ，ソレニ発音ト文字トガ変ハツテ居ルト云フコトハドウモ不都合デハアルマイカト思ヒマス」と表音的な仮名遣いを植民地・保護国への目配りのもとで主張している（『臨時仮名遣調査委員会速記録』1909年，文部省，58ページ）。

さて，ここまで述べてきた「国語」の異変種及び異言語に対する二つの志向が結びついた言辞が，国語調査委員会編纂の『口語法別記』［1917］の端書（大槻文彦筆）に表れる。そこでは，「口語」の標準は「東京の教育ある人の言葉を目当と立て，そうして，其外でも，全国中に広く行われて居るものをも酌み取つて，規則を決めた。かようにして出来たのが本書の口語である。　台湾朝鮮が，御国の内に入つて，其土人を御国の人に化するようにするにわ，御国の口語を教え込むのが第一である。　それに就いても，口語に，一定の規則が立つて居らねばならぬ。口語法わ，実に，今の世に，必要なものである」と「標準語」の設定の延長線上に植民地での「同化」の手段としての言語があるという考えが示されている。

1-3　国民国家的言語編制の中の植民地

日本の場合，国家語で「国民」を創造しようという「内地」向け言語規範意識が形成されるのとほぼ同時期に植民地を組み込んでいったために，植民地に対しても国家の言語であり国民創造の言語である「国語」的言語観が持ち込まれた。それはまた植民地の領有が大国間の力学のなかで容認されていた最後の時期に日本もその仲間に加わったという時期的な問題でもあるが，日本の言語政策にとって植民地とは先に述べた「国語」の二つの志向が交差するところでもあった。それゆえに植民地において「国語」こそが「国民精神」の宿るところであり，そのような性質を持つ「国語」を話すことが「国民」になることだという観念が普及させる側に強くなっていくのであった[13)]。さらに「国語」のもとで「方言」が蔑視されていったのと同じ構造，つまり「国語」の論理のもとで植民地の異言語（もちろん「国内」のアイヌ語なども含む）は賤視を受けていったのである。

また「国語」の論理への包摂を補強する点として，近代諸制度を「国語」で担うことができたというある種の自信がもたれるようになったことが挙げられる。例えば1905年1月に大韓帝国学部の学政参与官に就任［-1906］した幣原坦［1870-1953］は同年に「韓国教育改良案」を林権助公使を通じて小村外務大臣に提出し，「日本語ヲ普及ス」ることを韓国教育の基本方針の一つにしているが，それは「（韓国）国民ノ常識ヲ養フヘキ新智識ニ至リテハ古今東西ノ文明ヲ同化シテ打テ一丸トナシタル日本ノ開化ヲ輸入スルヲ最便法トスル」ためとしている。また1919年出版の『朝鮮教育論』の中でも，「日本語を習ふことは，彼等に大なる利益があるのは言を待たぬ。先づ日本語は最も習ひ易い。其の日本語に依つて，日本が作り上げた文明を何の労なく摂取することが出来る」（幣原［1919:358］）と日本語を通じて「文明」に至るという日本語論を述べている。

このような言語意識が，近代「文明」を担う「国語」対「野蛮で未開で不潔な」植民地で話される言語という対立構造を生み出し，「国語」の普及は崇高で自己犠牲的な作業とみなされるに至る。「未開」を「文明」化することは近代国家の証明でもあったからである。

また，植民地化されるまえに形成されつつあった制度，特に朝鮮では朝鮮語の整備によって朝鮮語による諸制度の運用の試みがなされていた（イ［1987］）のであるが，上述の「国語」の論理によってそれを押さえ込んでいった[14)]。こうして普及される側の痛みを感じる回路の存在する余地のない構造が形成されたのである。

1-4　「国語」をめぐる二つのナショナリズム

日清戦争以降，統一した「国語」の内実を設定する国の機関の設置が強く望まれていたことは既述した。その結果設置された国語調査委員会が漢字の廃止を方針として打ち出し，文部省が1900年の小学校令改正に伴い字音仮名（漢字の読み仮名）に限り表音表記（棒引き仮名遣い

と呼ばれた）を実施し，さらに教育上の便宜から表音表記を国語仮名遣い（和語や訓）にまで及ぼす意図のもとで，日露戦争の最中の1905年に『国語仮名遣改定案』を国語調査委員会・高等教育会議に諮問した。この一連の動きは賛否両論を引き起こす。

注意したいのは，この時点での両論が「国語」という器を所与の前提として議論している点である。つまり「国語」の枠組みはすでに存在しているとした上でその内実に関して議論の焦点が移っていったのである。

上田が1894年の講演「国語と国家と」で「悲しい哉，我国にては此日本語は，未だ其受納すべきだけの款待を受け居らざるなり」と嘆いた状況は解消されたが，「国語」として「款待を受け」るようになるにつれて，そして日露戦争後の「大国」意識の中で，「国運の消長」に関わるとして「国語」の「伝統性」に基調を置く立場から，文部省・国語調査委員会への批判も高まった。

このような議論は，上記諮問案に対する世論を調査した報告書『明治三十八年二月仮名遣改定案ニ対スル世論調査報告』（1906年９月，以下『調査報告』）の中から「国語」をめぐる二つのナショナリズムを設定することでより鮮明になってくる。

二つのナショナリズムのうちの一つが，同時代的な普遍性・効率をもとめる，共時的なナショナリズムである。これは歴史的仮名遣いという特定の専門家のためにあるような，実際の発音とは乖離してしまった仮名遣いではなく，普通教育で多くの人々がより簡便に習得できるものをめざすという大衆性に訴えていた。例えば諮問案に対する各府県の師範学校の反応を文部省は得たが，師範学校全国59校の意見のなかで完全に反対するのは２校限りで，賛成もしくは修正を施せば賛成という学校は51校に上った（『調査報告』８-９ページ，または『官報』[1905.8.9]）。文部省の指導下にある師範学校という点を鑑みても，教育の場では普遍性への志向が強かったものと考えてよい。雑誌や新聞紙上で行なわれたこれら諮問案に対する知識人たちの賛否の論議がほぼ伯仲していた[15]ことと比べると，表音化の必要性は教育の場で特に強く認識されていたといえる。

もう一つが「伝統」との連関を唱える，通時的なナショナリズムである。歴史的仮名遣いの廃止は歴史上の人名・地名から疎遠となることを意味し，天皇の名前の区別も不分明となる。そして古書古文も解せなくなるなどと主張し，「国語」の純正を保ち古来の立派な「国語」に傷をつけるなとも主張していた。

さて，前者のナショナリズムは上田万年やその弟子たち，そして教育関係者に多く持たれていた。一方後者のナショナリズムを端的に表した団体として，1905年３月に結成された国語会を挙げることができる。伯爵東久世通禧を会長に据えた，井上頼圀ら国学者を中心とするこの会が同年６月に発表した意見書によると，文部省の改定案は「一国の歴史を破壊し，言語を乱り，延いて国運の消長にも関すること少しとせず」とされた。さらに

国語の独立は一国の独立を明にするものにして，外に対しては一民族たる標識となり，内にしては同胞一体たる公義感覚を鞏固にするものなれは，その消長は国運の盛衰に関し，正訛は名教元気に関す。我国体も国語も共に金甌無欠にして，未だ嘗て他の侵犯を受けし事なし。　（『調査報告』10-11ページ）

という。しかしこの主張は上田万年の「国語」観とほぼ同一である。一つの国家に一つの国語という点は一致する。しかし上田は「我大日本帝国の国語は皇祖皇宗以来我国民思想の顕表したるもの」（帝国大学文科大学に国語研究室を興すべき議，1895年[16]）とは言うが，「我国体も国語も共に金甌無欠」とは考えなかった。「国語」とは未だ完成していない「国民の言語」であり，そのために様々な「ミガキアゲ」が必要（「国語と国家と」より）と考えていたのである。しかも上田は初等教育のみでの仮名遣い簡易化を唱え，中等教育以上までに広げようとは考えていなかった。つまり様々な「国語」の形態を設定することを考えていたのである[17]。

逆に国語会のメンバーは「国語」とは形態においても一つでありすでに完成された「歴史」あるものと考えていた。従って文部省の改定案は「事の本末を謬り，二千余年の歴史を灰燼に付するにイ牟し」く「無欠の金甌に傷つけ，国語を暗黒に陥れむとするもの」となる。つまり大切なのは「二千年の歴史」であり，国体と同様に「金甌無欠」である点なのであった。「国語」と「国体」が同質視されると，一切の改定は不可能になる。従って，普通教育に求めた普遍性は「児童教授上の便宜によりて，国語を改定せんといふが如きは国語を蔑視すること甚だしく，もと一派の教育学説に沈湎せる偏見なり。現時の発音，言語をのみ知れば足れりとするは，未だ国語の真価を解せざるものなり」（『調査報告』13ページ）と一蹴され，上田等の唱える文字と発音の一致という点は「一派の言語学者の想説」とにべもない。このような主張は新聞『日本』や『国学院雑誌』などで展開されていった。

このようにして「国語」の機能や枠組みについては共通の土台に立ちながらも対立する二つナショナリズムを設定することができるであろう。そして共時性に依拠するナショナリズムは普通教育の普及のためという根拠ばかりでなく，先に引用したような大槻文彦の発言「今日ハ台湾朝鮮満洲其外ヘモ日本語ノ言葉ヲ弘メネバナラ」ないから表記を表音化すべしというように，植民地や中国大陸などでの普及までも範囲にいれた共時性となり，後に述べるように「東亜共通語」的な発想と親和していく。

しかし大槻がこの発言を行なった，『国語仮名遣改定案』に端を発して設置された臨時仮名遣調査委員会［1908］では委員の大槻等の努力にもかかわらず，通時性に依拠するナショナリズムの力が強く，初等教育の仮名遣いは旧来の仮名遣い（1900年以前の歴史的仮名遣い）に字音・国語仮名とも戻ることになった。これが契機となって「国語」の制度化に尽力した上田万年は国語調査委員会主事を辞任し，自ら作り上げた制度から降りていくのである[18]。

2　帝国的言語編制

2-1　「東亜共通語」概念と「日本語」[19)]

以上見てきたように，日本国内に向けて，かつ植民地経営の必要上から「国語」が形成されてきたが，それと同時に東アジアの共通語たらしめようという「東亜共通語」の役割も求められていった。これは当初は国内での「国語改良」を促す意味で上田万年等が用いていた論法であった。つまり1895年にはすでに日本語は学術・商業での「東洋全体の普通語」を目指さねばならないという言い方で，国内で簡便な日本語の整備を行なえばそれはそのまま中国大陸での普及が可能であるという論旨の流れの中に現れていた（上田［1895b］)。その後，特に中国人の日本への感化のための「共通語」という認識へと上田は変化していく（安田［1995b］参照)。

さてここで注意しておきたいのは，「国語」が植民地への普及や内地での基準の確立という実践的要求から形成され実際に「国語」の機能を果たしていたのと比べ，「東亜共通語」の概念形成は早いものの実体化を伴うほどの普及の要請はなく，その契機が訪れるのは1930年代になってからという点である。そして「大東亜共栄圏」が設定される1940年以降になると，名称として「東亜共通語」が頻繁に現れるようになる。

1940年代に名称が普遍化するまでの間，上田万年の「東亜共通語」イデオロギーを受け継ぎ，その実体化に邁進する中で形成されたのが，「日本語」という概念であった。もちろん，植民地領有によって「国語」へと置換される以前や，満鉄附属地などでは「日本語教育」が日本語非母語話者に対してなされていた。しかし規模の大きさや「内地」の「国語」との連関を考えると，1932年の「満洲国建国」や華北への侵略に伴なって「日本語教育」が実践的に要請されていったと見てよいであろう。この過程を通じて知識人層や日本語教師のなかで「共通語」概念が一般化し，東南アジアを軍事占領する時期には疑うことのない前提として日本語に「大東亜共栄圏の共通語」という役割が与えられていった。言い換えれば「東亜共通語」は機能であり「日本語」はその内実であった。

2-2　「東亜共通語」「日本語」の志向

このような時代的展開の中で，普及させる側には，「国語」には「国民精神」が，「日本語」には「日本精神」が内在すると認識されるようになっていった。「国語」には「国民精神」が宿るという認識は，植民地での「国語」教育の役割を強調する過程において為政者側から強く打ち出されていったものであった。一方の「日本精神」についても「日本語」教育の目的の一つとして認識されていた[20)]。しかしながら「日本精神なるものが近頃頻りに云為されてゐ」ながらも「日本精神といふも，それが果して何を意味するかは明かではない」（川合［1935:1］)

と文部省国民精神文化研究所の研究員をしていわしめるような，内容を措定できないものであった[21]。

また，言語学習のうちに「日本精神」への感化という「意図」を秘めていた一方で「東亜共通語」として実体化がなされた時期が東南アジアでの自生的な民族運動が活性化していた時期であったために，「東亜共通語」において国民国家的言語編制における異言語排除の論理は内在化されず，「現地語」の「尊重」が謳われるようになった。

この点は大東亜建設審議会の第二部会[22]（文教部会）の答申（1942年5月21日総合決定「大東亜建設ニ処スル文教政策答申」）のなかで「現地ニ於ケル固有語ハ可成之ヲ尊重スルト共ニ大東亜共栄圏ノ共通語トシテノ日本語ノ普及ヲ図ルベク具体的方策ヲ策定シ尚欧米語ハ可及的速ニ之ヲ廃止シ得ル如ク措置ス」[23]とされているほか，一般にも言語学者たちは「言語はまことに民族または種族の精神的血液ともいふべきもので民族または種族の亡びざる限りその言語は存する。かゝる次第であるから民族語，種族語の尊重はもとより必要である。のみならずわが国としては進んでこれ等の民族語，種族語を研究し，必要に応じてこれを活用する方策を立てるべきである」（吉田［1942］）とか「従来の欧米人は東亜南洋各地において統治上商業上等に自己本位の方針を強ひ，所謂「搾取」をして来たといふ。言語においても同様の非が生じ得る。言語的強制圧迫も断じて非である。かゝる非道に陥らず，彼等が真の真心から日本を羨む時に日本語の普及浸透が良く行はれるのである。それには先づ日本人が彼等の言語を学ぶことが一つの良法である」（神保［1942］）というような一見もっともな主張を繰り返していた。

これは現実的な主張であり，異民族・異言語を「寛容」に包摂するという帝国的言語編制の在りようを読みとることができる。しかしながらそれは「日本語自身を通じて日本の文化，日本の精神を伝へることである。各地固有の言語を利用して日本の文化なり思想なりを知らしめることは一つの手段であり有効な方法であるが，決して最後の方法ではない。日本民族の魂は日本語の中に宿つてゐる。この魂を如実に伝へるものは真心から発する以心伝心の外に，日本語自身を以てするのがもっとも切実なる手段である」（吉田［1942］）という最終的には「日本精神」を背負う「日本語」の普及という目標が隠されたものであったことを忘れてはならないであろう。

同様のことは，海軍省調査課作成の文書「大東亜共栄圏論」（1942年9月1日）[24]においても「言語政策は民族意識の統一の上からも極めて重要な政策」とされ「何よりも先づ各民族の国語を復活又は創始せしめ」といいつつも「文化政策」の根本方針として「出来得る限り諸民族の特性を尊重しつつ自疆錬成せしめ漸次日本民族精神文化の優秀性を体得せしむ」ことを掲げていたことからも，帝国的言語編制の「意図」，「東亜共通語」の志向をうかがい知ることができる。

2-3　帝国的言語編制の中の諸地域

2-3-1　「満洲国」の場合

植民地では「国語」学習を正当化する理由として，形成されつつあった近代を担う言語であり「国民」の言語という「国語」の論理が用いられたが，「満洲国」においては「国語」の論理を始めから用いることは，時代の情勢からみてもできないことであった。しかしながら「満洲国民」とは何かを明確に定義することのなかった「国家」においては，時代的な制約もあって「国語」の論理を全面展開することはなかったが，「東亜共通語」的装いを施しつつ，「国語」の論理は異言語と対峙していたと考えられる。「国語」の論理に完全に包括しきれない地域であるという限界を踏まえながらも，新しい日本語強制の論拠がそれぞれの形で模索されていた。日中戦争勃発以降，日本語をより高い地位につけようという主張が積極的になされ，制度的にも実現を見ていったが，これは日本の文化的・政治経済的「優位」をそのまま言語の優劣の根拠にしたものであった[25]。

その一方で「民族自決原則」違反という国際的批判をかわすために「独立国」とした（ドウス［1992:110］）時代背景のもとで，日本語以外の言語にも一定の配慮を行なう言語政策が採られていくことになった。言語政策として多重言語制の視点が存在していたと指摘できるが，その在り方は諸言語の「協和」ではなく，日本語を「東亜共通語」として諸言語の階層化を図ったものであった。

「満洲国」の言語政策を論じる際の大きな特徴は，「満洲国」が1930年代後半を境に大きく変容していることである[26]。同様に言語政策も大きく1937年前後を境として二つの時期に分けられる。

第一期では日本語の普及は積極的には図られず，中国語により担われていた制度をほぼそのまま利用していたといってよい。言説のレベルでみれば，日本語の普及そのものに疑問を挟むものがいる一方で，「東亜共通語」としての実践の場として捉えるものもいた。

第二期は，積極的に日本語の普及を図ろうとした時期であり，中国語が担っていた制度的地位になんとかして日本語を位置付けようとし，「満洲語」（これは中国語のことで日本側から呼び変えていった。以下同じ）・「蒙古語」・「朝鮮語」などには最小限の地位を与えておくに止めようとしていた（朝鮮半島での「皇民化政策」の進展につれ，1943年からは「朝鮮語」は「満洲国」でも教えることができなくなっていった)。「満洲国」の諸制度への日本語の浸透については，1937年前後を境にして，公文書での日本語正文化・官吏登用制度での日本語重視の傾向（それに伴う語学検定試験の実施）・言語政策機関の設置・教科目としての「国語」の中に「満洲語」「蒙古語」とともに「日本語」を含むなどの動きが起こる。二重言語状態を制度上認定したことになるが，実際は二言語のうち必ず日本語を主要な一言語にする原則が存在していた。この転換によって「満洲国」の言語政策実行者たちは制度的に弱小であった日本語を

むりやりに国家制度の枠内において中国語に比べ優位な地位に立たせようとしたのである。つまり「東亜共通語」の装いの中で「国家の言語」としての地位を付与していったと考えられる。しかし実際問題として，日本語にそれだけの実力がなかったため，制度内でも上層と下層では日本語の浸透度が全く異なり，制度から一歩外れると日本語の世界では全くなくなっていた。そのため制度外の人々に対しては中国語のカタカナ表記法を考案（「満語カナ」と呼ばれ，「満洲帝国文教部」から1944年に公布された）し普及させることによって，中華民国との差異を明確にしようということなどが試みられていた。このように，1937年前後の言語政策の転換は，一つには上述のように制度面での日本語優位の二重言語化を図るため，または中国語の制度を「利用」する状態から「乗っ取る」過程を示すものであるが，もう一つの課題は制度外に日本語の世界を押し広めることにあった。つまり言語政策の転換によって制度の中では急速な日本語浸透を図ったものの，制度外では緩慢な普及を目指さざるを得ない状況にあったものと考えられる。

総じて言えば「東亜共通語」のもとで「国語」の論理をのぞかせつつも，異言語との対峙の中で現状に相対的に見て妥協していったのが「満洲国」の言語政策であった。

2-3-2　占領下東南アジアの場合

「東亜新秩序」から「大東亜共栄圏」へと日本を中心とした新秩序体制を構築し，アジア太平洋戦争に伴ない東南アジアを軍事占領していくと，日本語に「東亜共通語」という地位が与えられた。「東亜共通語」が現実的に意識され実践への要求が高まるのは，言語的に多様な東南アジアと日本が向きあったときであった。

「東亜共通語」としての日本語は，「大東亜共栄圏」内の諸民族諸国家に「各その処を得しめ」て「共存・共栄」するという「大東亜共栄圏」構想[27]のもつ多民族統合原則との連関性があることを考える必要があろう。しかしながらこの統合原理は「大東亜共栄圏を構成する一員として，日本を頂点とする上下関係の階層的秩序に組み込まれ，『親の国』としての天皇制国家を畏敬し，その指導に服することでしかなかった。[…] アジアの諸民族や諸国家が，その政治的・経済的・軍事的な能力に応じて与えられた地位と役割を忠実に果たすことが要請され」（栄沢［1995:116］）る性質を持つものであった。この統合原理の中で，占領下東南アジアを主な流通の場とする「共通語」として日本語を位置付けた場合，まず異民族との「共存」が前提となっているため，彼らの「母語」を尊重せよという原則がどのような論調においても見られた。

例えば陸軍報道班の一員として占領後のマラヤに滞在していた文芸評論家の中島健蔵は，「今後マライとかジャワなんかでも，共通語としての日本語の性格がかなり明らかになるんぢやないかと思ふんです。それが他の所謂まア同化政策，つまり行き過ぎといふことを不可能に

するし，また不可能だからといつて放任主義も出来ないといふ微妙な関係が生じて来たと思ふんです」(『日本評論』編集部［1943:39］) と述べ，平野義太郎も占領下東南アジア地域には「同化主義」と「協同主義」の長所を採って言語政策を行なうのが理想と述べている。具体的には官庁公用語は日本語を採用するが，それ以外は無理に日本語を強制せずに「実際上文化が浸潤していく，その過程でおのづから自然にどうしても日本語を学んだほうが自分たちの為になるという風に思はせていく同化政策」を説き，それが「ある意味では協同政策になる」とする(『文芸』編集部［1942:133］)。この「言語政策座談会」と銘うった雑誌『文芸』主催の座談会の出席者（保科孝一・小倉進平・石黒修・平野義太郎・谷川徹三・木下杢太郎）の「大東亜共栄圏」言語政策に対する共通意識は，蘭印・仏印などでの「協同主義」的言語政策（エリート層に宗主国言語を教え，現地固有語は放任）に，日本が植民地で採ってきた「同化主義」的言語政策（日本語学習の機会を等しく与える）を付加し，固有語を抹消せずに日本語を共通語にする言語政策を採るべしというものであった。これは，民族運動が活性化しつつあった占領地の言語ナショナリズムに一定の配慮をせざるをえなかったという時代的背景を示すものといえるだろう。

軍事占領した東南アジア地域で日本語を教育することは，各地域の軍政部，または政府諮問機関である大東亜建設審議会においても当然のこととして議論されていた。そこでの日本語を学習させる理由は「大東亜共栄圏」の指導国家の日本の言葉であるからというものと「日本精神」を学ぶには日本語でなくてはならないという二つを挙げることができる。もう一点指摘できるのは近代・文明・制度を担う言語がすでに東南アジアでは宗主国言語として存在していた点である。この点は朝鮮や台湾といった植民地でも中華文明を担う漢文が存在していたことと類似する。植民地の場合はそれぞれの地域の「伝統」と化していた「漢文」教育を時間をかけて，「文明」の言語である「国語」教育の中に取り込んでいく過程をたどったのであるが，占領下東南アジアの場合，それぞれの宗主国言語は「伝統」として定着はしきれておらず，また時代的にもそれぞれの地域で自生しつつあった言語も軸としたナショナリズムへの配慮が必要とされたために，近代・文明・制度を担う言葉として日本語に急速にとってかえることは実質的に無理なことであった。従って，この点を以て学習させる理由とすることはできなかった。だからこそ，「指導国家」の言語かつ「日本精神」を体現する言語だというやや現実味に欠ける点を強調せざるを得なかったと考えられる。これは軍政の時期の短かさ，物資動員が主流であったことなどにもその原因を求めることができるが，余りにも「南方諸民族」が「未開」であるから，「純正な」日本語を伝えるに足る相手ではないといった意識が存在していたこととも関連があろう[28]。

大東亜建設審議会で決定された文教施策は占領地域全体に対する包括的なものであったが，実際の教育施策は地域・時代ごとにまた日本側の戦略的重要性によっても異なっていた[29]。

保科孝一も，1942年の1月に東条英機首相が議会演説において「香港及馬来半島ハ多年英国ノ領土デアリ且東亜禍乱ノ基地デアリマシタ事実ニ鑑ミ，帝国ハ之ヲ確保シテ之ヲ以テ大東亜防衛ノ拠点タラシメントスルノデアリマス。而シテ比島ニ関シマシテハ，将来同島ノ民衆ニシテ帝国ノ真意ヲ解シ，東亜新秩序ノ一翼トシテ協力シ来ルニ於テハ，帝国ハ欣然トシテ之ニ独立ノ栄誉ヲ与ヘントスルモノデアリマス。尚蘭印・ビルマ等ニ就キマシテモ帝国ノ企画スル所ハ之ニ異ル所ガナイノデアリマス」と述べたことを意識してか，「大東亜共栄圏」内「公用語」としての日本語の在り方について「マレー，香港」に対しては強制的にでも日本語を扶植すべきで，「フィリピン，ビルマ」に対しては強制はできないと区別している（『文芸』編集部［1942:128］）。

具体的にはフィリピンでは公用語を育成中であったタガログ語と日本語（及び当面の間は英語も使用）とするという「比島公用語ノ件」［1942.7.24］が出され，教育の場では1943年1月から初等教育で1日20分，中等教育で1日40分の日本語教育が義務づけられた（太田［1992］参照）。

またジャワでは英語・オランダ語の漸進的廃止や看板などの標示物を育成中であったインドネシア語と日本語のみにするという施策が採られていき，教育の場では初等教育では日本語・インドネシア語・地方語（ジャワ語・スンダ語・マドゥーラ語），中等教育ではインドネシア語と日本語が教えられた（左藤［1980］）。

マラヤでは日本語・マレー語か日本語・タミル語かで初等教育を行なおうとし，中国語や英語・オランダ語を排除しようとしていた。マラヤやスマトラでは占領当初から公用語を日本語のみにしようという動きがあったことを中島健蔵が記している（中島［1977:82］）。実際には1942年10月には敵性語（英語，オランダ語）を駆逐し日本語で代替することが決定される。具体的には行政通知や公共標識は42年末から，看板は43年3月から，公文書・検閲が必要な郵便物は43年6月から日本語で書かれねばならないという通達が出されたのであるが，これは軍政監部内からも急に過ぎるとの批判がでて無期延期となった（明石［1992］参照）。

2-4　帝国的言語編制の中の二つのナショナリズム

先に「国語」の内実をめぐって「伝統」に重きを置くか，「大衆性」に重きを置くかという通時性と共時性の二つのナショナリズムが設定できることを指摘した。

帝国的言語編制の中では，かつて上田万年がいくつもの「国語」の設定を考えていたように，日本国内（植民地も含む）の変種と「進出」用の変種を分けるか否かという議論がなされるようになっていった。

政府や軍は日本語は「醇正」なものでなくてはならないという認識を強く示し（石井［1994:105-106］），形態においても一つであるべきことを主張していた。いわば「内外一如」という

べき考え方である。例えば1941年2月25日に「国語国字ノ整理ニ関スル閣議申合事項」がなされたが，そこで

国語・国字ノ調査研究並ビニ整理統一ヲ図ルハ，国民精神ノ作興上又国民教育ノ能率増進上，更ニ東亜ノ共通語トシテ醇正ナル日本語ノ普及上，現下極メテ喫緊ノ事ナリ，故ニ政府ハ之ヲ重要ナル国策トシテ左ノ申合ヲナス［略］

とされた（文部省教科書局国語課［1949:195］）ことが示すように「国語・国字ノ調査研究並ビニ整理統一」は国内での精神作興ばかりでなく，その延長線上に「東亜ノ共通語トシテ醇正ナル日本語」が位置づけられていることからも明らかと思われる。

一方で日本語普及という実利的側面から見れば，各種の普及策は決して充分なものとは言えず，「外地」やその他地域向けの簡単な日本語を設定すべきであるという意見が日本語教育従事者などから出されていた。これは「内外分離」ともいうべき考え方であるが，その簡単な「日本語」とはあくまでも「純正な日本語」に至る中間形態とされていたことに注意したい[30]。日本の言語改良団体であるカナモジカイ・日本ローマ字会・国語協会などは「基礎日本語」の設定や表記の簡易化などの議論を盛んに行なっていたが，「内外分離」の傾向があった[31]。「国語」に対比される「日本語」を強く意識すること（つまり「外国人」に対する教育を意識すること），ひいては暗に「国語」との断絶を意図することによってのみ「日本語」の「改良」の主張が可能になっていたのである。彼等が対象としていたのは決して「国語」ではなく，「国外」（「内地」「外地」以外の地域）を対象にする「日本語」なのであった。決して「基礎国語」などとは彼等自身も呼ぶことがなかったのである。しかしながらそこでは「日本語」を通じての日本への感化といった側面を究極的に捨てた論調はあらわれなかったのである。

一方で日本語教育従事者の意見を吸い上げ組織化するために国語対策協議会［1939, 1941］や「満洲国」で東亜教育大会［1942］[32]などが開催されもしたが，より簡易化しないと教授は困難だという彼らの率直な意見は政策に反映されなかった。

簡易化や「醇正」を目指すにしてもこれらの言説を支えたこの時代の趨勢として，国家による統制が様々な分野で強化されていたことにも注目したい。つまり日本語に統制を加えて，それぞれが考える「あるべき」形態を導こうとする議論が多くなっていった。それは一方で「内地」や植民地における「国語」の整理統一を「標準語」という明確な形での「国語」の整備に関する議論が高まっていったのであるし，「進出」用の日本語という議論についても一種の「標準語」の確立という要請が内に含まれていた[33]。

さて「東亜共通語」が実体化すると，日本語の「世界性」[34]「普遍性」「効率性」といった共時的な要素にもナショナリズムの方向が向けられ，それを根拠にして簡易化の主張がなされるようになった。例えばカナモジカイの機関誌『カナノヒカリ』には「ワレラ ノ 国字改良 ノ セイシン モ 昭和 ノ ミヨ ニ フサワシイ 発展的ナ 国字，国語ヤ カナヅカイ ヲ サダメ，

日本文化 ノ アタラシイ カガヤキ ヲ ソコカラ ミチビキダシテ 東洋 ノ クニグニ ヒトビト ニ アオガセ, ミクニ ノ 理想 ヲ ナリタタセヨウト ネガッテイル ノデアル」(コバヤシ [1941:29]) といった一節が見られる。

彼らが「進出」用を含む整理された「様々な日本語」の形態を認めて，その根本に「日本精神」が流れていると述べても，「唯一の日本語・国語」を求める通時性にこだわる側は親和する姿勢を見せることなく，言語・文字への手入れ即ち国体への手入れという論旨によって強く反発していたのである。例えば国語協会が強く非難されるような事態にもなるのであった[35]。雑誌『公論』は石黒修[国語協会理事]『美しい日本語』の書評を「国語変革主義者の偽装」という題で載せた（『公論』6巻10号［1943.10］)。評者（後藤積）は石黒の国語観が「言霊の世界から人為工作の対象として」見るものだとして，石黒を「乱臣賊子」としている。翌月号はカナモジカイのイナガキイノスケの著作『国語問題の現実』を「国語変革派の不逞思想」と題して取り上げている。評者（安藤信夫）にとっては，国語協会の運動，つまり日本語の「東亜共通語」としての機能性を高めるということが「『国語は民衆が支配する』との前提に立つ所の，皇室を敬遠し奉らむとする悪逆思想」に基づいたものだと見なされていた。また国学者かつ国語学者の山田孝雄も同様の考えを持っていた（山田［1932］［1938］など。安田［1995a］参照)。

3　帝国日本の言語編制

3-1　編制の構造

国民国家的言語編制および帝国的言語編制の内実は以上にみた通りであるが，地域ごとの編制の差異は，政策を立案し実行する主体が地域ごとに異なり，それぞれの支配方針に沿って言語政策が立てられたところから生じていると考えられる。つまり「内地」・植民地・傀儡国家・軍事支配地という各地域の特性の影響が大きい。その各地域の特性を生み出したのは，それら地域と日本とが関係を持ちだした時期的な差異・その時期の日本または世界の情勢などによると思われる。注意したいのは，それぞれの地域と日本が関係を持ちだした時期の「民族独立運動」(特にアジア地域における）にまつわる国際情勢の差異という点である。簡潔に言えば，台湾・朝鮮という植民地領有に至った時期は植民地の「民族独立運動」に対しての配慮がないのが世界的に見て「常識」であり，その固有語に対する配慮もなされていなかった。これが1930年代の「満洲国」の場合，建国イデオロギーに「五族協和」を含まねばならなかったことが示すように，「民族自決」に対する一定の配慮が必要とされていった。言語政策においても，日本語優位は揺るがないものの，特に中国語に対する配慮は比較的なされていた（中華民国と

の関係という要素も含まれていた)。1940年代は「民族運動」が植民地において活性化する時期であった。この時期に帝国日本が軍事占領という形で関わりを持った東南アジアにおいては,それ以前からの「民族運動」への配慮を示すことが,統治の際に要請されていった。言語政策においても,日本にとっての軍事的重要性の高低によって若干日本語の強要度が異なってくるが,「固有」言語への一定の配慮をする必要(どの言語を「固有」とするかは日本側の恣意であった)が,時代的に生じていたのである。

また,日本「内地」と残りの三地域とはさまざまな関連を持ちつつ存在していた。たとえば「大東亜共栄圏」という枠組みのなかでそれぞれの地域に日本側は役割を課し,一つのシステムとして運営しようとしていた。従って,言語政策にも地域ごとの個別性とともに相互の連関性を見出すことができる[36]。その連関性を示す鍵となるのが,上に述べた「国語」や「日本語」「東亜共通語」という概念である。日本が支配した諸地域の事情や支配地域に組み込んだ時期の違い,統治方針の在り様,国際情勢,支配構造での位置づけなどによって,言語編制のあり方が変わっていったのである。

帝国日本の言語編制内における国民国家的言語編制においては,「国語」という概念の成立上,国家制度を担い国民を創造する役割が強調され,異言語は制度から排除されていくとともに「国語」を生活すべての面で使用させようという「生活語」化が主張される[37]。そして「国語」は一種類の変種の存在しか容認しない。つまり国民国家形成の際に規範として設定した変種のみが「正当」かつ「正統」であるとして,それからの逸脱は「乱れ」とされ,「国語」への収斂が要求されたのである。また,「国語」形成期において近代制度を日本語で担い得たという自信(日本「国語」を通じて近代へ)は,植民地を領有した際に植民地諸民族に「国語」としての普及を正当化する論理としても働いた。

帝国的言語編制においては,異言語使用者間をつなぐという「東亜共通語」的役割が強調された。従って異言語の制度からの排除は積極的には図られず,「共存」が図られることとなった。しかしながら「共存」の在り方にしても基本的には「東亜共通語」的概念の発生時の「意図」や「日本語」として実体化された時の状態が示すように,対等な「共存」ではなく,あくまでも「日本語」の優位を保ったうえでのことであった。その優位性を日本語と諸言語との関係を帝国支配の構造になぞらえて説明したり,「生活語」に対する「文化語」として日本語を位置付けることで説明していた。これは「国語」という円の同心円上に「東亜共通語」が位置付けられるという,この概念の発生時からの特徴を表したものである。

帝国日本の支配構造のイデオロギーは丸山真男の「超国家主義の論理と心理」での総括を引用すると「天皇を中心とし,それからのさまざまの距離に於て万民が翼賛するという事態を一つの同心円で表現するならば,その中心は点ではなくして実はこれを垂直に貫く一つの縦軸にほかならぬ。そうして中心からの価値の無限の流出は,縦軸の無限性(天壌無窮の皇運)によ

つて担保され」たものであった。そしてこの「中心的実体からの距離が価値の基準になるという国内的論理を世界に向つて拡大するとき，そこに『万邦各々其の所をえしめる』という世界政策が生れる。『万国の宗国』たる日本によつて各々の国が身分的秩序のうちに位置づけられることがそこでの世界平和であ」った。また「『天壌無窮』が価値の妥当範囲の絶えざる拡大を保障し，逆に『皇国武徳』の拡大が中心価値の絶対性を強めて行く-この循環過程は，日清・日露戦争より満洲事変・支那事変を経て太平洋戦争に至るまで螺旋的に高まつて行つた」（丸山［1964:27-28］）ということになる。帝国日本の言語編制もこれと同様な構成と考えることができるだろう。つまり「国語」の価値付けの上昇は，近代日本の歩みと一致するのである。また占領地に「国語」的価値を全面的にかつ均質に広めなかったのは，現実的レベルからいえば，物理的に不可能であった側面はあるが，イデオロギー的には「日本によつて各々の国が身分的秩序のうちに位置づけられ」た占領地の位置によるものでもあった。一方では戦略的な重要度が高まると「中心」への距離も縮まる。縮まるほどに「国語」的価値に近づき，固有語の地位は圧迫されていくのであった。反対に中心から離れると，「国語」的価値よりも「東亜共通語」的価値が日本語に付され，「固有語」には一定の配慮がなされる。天皇が中心となった円内に「東亜共通語」も取り込まれているのであるから，「日本語」の学習には何等の疑いも挟まれず，それにより伝えようとしたものもは，基本的には「天皇の御稜威」「日本精神」となった。

3-2　帝国日本の言語編制の中の植民地

しかしながら，国語対策協議会や東亜教育大会などにおける実際の日本語教育従事者の意見を中央が吸い上げることができなかったように，上述の構造の中には，周辺からの視線によって中心の「国語」的価値を強化する機能はあっても，周辺からの意見によって「国語」的在り方が省みられる構造はなかった。

つまり「国語」と「日本語」が截然と分かたれ，後者が「東亜共通語」という言葉でその役割が明確化されると，「国語」の論理の中の国民国家的言語編制においては，その内部の言語的差異は顧みられなくなっていくのである。このことは先に引用した海軍省調査課の「大東亜共栄圏論」に「我が国が直接把握措置する地域と保護指導する地域との間に自ら政策上の差異あるを免れないが，一般的には極端な同化主義，皇民化政策はこれを避け出来うる限り諸民族の特性を尊重」することが謳われ，「直接把握」する植民地で「同化主義・皇民化政策」が当然のものとされたことと同類であった。

このような時代状況のもとで，植民地では徹底した「国語常用」運動が繰り広げられ，「国語」には「醇正」さがより求められるようになったのである。

ここに「国語」「日本語」「共通語」の関係を端的に表した言語学者小林英夫の文章がある。

そこには

国語にあつては，その言語は使用者の母語であり，日本語にあつては必ずしもさうである必要はない。支配領域の急速の拡大は，母語の上に重加される習得の言語として，日本語を迎へしめた。さうしてこれまで言語学者だけが使つてゐた「共通語」といふ名称が，この新たな立場におかれた国語を性格づけるために大々的に採用されだした。　(小林［1942］)

と述べられているが，植民地の「国語」が「使用者の母語」ではないことに気がついていない(もちろん日本「内地」でも同様ではあるが)。つまりは「国語対日本語の関係は，最近の日本語大陸進出を機として，もつと明瞭に考へ直されることになつた。この事実によつて日本語は一層客観的・科学的な検討を受けて，一外国語としての取り扱ひをされるやうになり，国語は単なる語学としてよりも，その奥に横たはる国民精神ともいふべきものに余計関心が払はれるやうになつた」(大岡［1942:36］) というのが「国語」と「日本語」の差異をめぐる一般的な見解であった[38]といえよう (筆者の大岡保三は1940年に設置された文部省図書局国語課の課長)。

その結果として，例えば植民地朝鮮において変種のない日本語を，「国語」および言語体系としての「日本語」という区分の仕方をする者 (たとえば時枝誠記[39]) が現れるようになった。そうして「内地」や植民地に対しては「国民精神」を担う「醇正な国語」という意識がはたらいていった。特に植民地の人々に対しては「外国語としての日本語教育を，その技術的・方法的な部分に活用しながら，飽くまで国語教育本来の使命たる国民精神の涵養を理想として行はるべきである」(大岡［1942:37］) というように，「日本語」という概念の創出によって「国語」の持つ役割が強化・再認識されていったと考えられる。言い換えれば，「国語」の形成が植民地での言語教育の必要性という外部からの要請と密接不可分であったのと同様に「国語」は「日本語」・「東亜共通語」という概念の導入で「日本語」の通用域が外部に設定されたことで，帝国日本の帝国的言語編制の中核としての「国語」という位置が明確になり，そもそもの「国語」の論理がより強化されたということになろう。

例えば言語学者で台北帝国大学の総長も務めた安藤正次の以下の文章は，帝国日本の言語編制における植民地言語のあり方を端的に示したものであろう。

台湾においては，最初から新附の民に国語による教育を施し，これを皇民化する政策を樹立し，それによつてほぼ成功の跡を見せてゐるが，これは帝国の版図のうちのことに属する。帝国の版図の外に，この方策を延長するのは，宜しきを得たものではない。

(安藤［1940:12-13］)

と「帝国の版図」か否かで言語教育政策の原則が異なることを示す。その一方で，

注意すべきは，日本語を学ぶものが，母語としてそれぞれの国語をもつてゐることを忘れてはならぬことである。［…］それらの地域にあつては，日本語は，彼等の第一外国語たる

地位を確保することによく進出の目的を達し得ることと信ずる。(Ibid.12)

として,「東亜」では日本語は「文化的共通語たる地位に高める意図をもつて」普及すべきだと結論を出している。そのような中にあっても植民地台湾の言語状態に対する認識は,

わが国の国語政策は,新附の領土に対しては,当初から国語専用主義を採用してゐるのであるから,さういふ対立(二言語併用-引用者)は許さるべくもない。したがつて,本島(台湾-引用者)における二語併用は,公に認められた制度ではなく,それは,単に過渡期における現実として存してゐるに過ぎないものである　(安藤[1941:4])

というように「国語」のみが話される社会であるべきことを強調していた。しかも「国語」専用にしても「抑圧を加えず,漸をもって進む方針の下に,その実現を期しているので,摩擦を生ずることが少い。わたくしは,これをわが国語政策の成功と見ている」(安藤[1939:6-7])としているのであった。つまりは二言語併用状況を過渡的な状態と解釈し,その状態を日本語母語話者とまったく同じ言語を操るように教育することで解消しようと考えていたのである。

台湾公学校の日本人教師が同様のことを述べているので紹介したい。1939年に公学校教師である山崎睦雄の著した『二言語併用地に於ける国語問題の解決』は自身の公学校教師としての経験をもとに,「国語」と台湾語の二言語が並び行われている地における言語問題を如何に解決するかについて論じたものである。異言語の民族に「国語」として日本語を教える際に,山崎が言うには論理的で語法的な標準語である「国語」を教えすぎてきたのではないか,という疑問が発せられる。つまり山崎の言語形態分析(常用態,社交態,講演態)に従うと,台湾の「国語」教育は講演態の一である思想語(標準語)を以てして,常用態の一である生活語によって涵養されるべき国民精神を教えてきており,そこに「国語」教育の間違いがあるとする(山崎[1939:105])。ここから,日本語を母語とするものが聞いておかしくないような言い方を彼等に要求する論理を導き出すのだが,「同一言語を共同することに依つて,民族的差異は解消される」(Ibid.115)とする山崎にとっては当然のことであり,生活語にも「国語」として相応しいものを要求することは生活一般の日本化を意味していた。ある事象を見るときに日本語母語話者の感じるように感じることを要求するため,この考え方は言語の抹消以上の意味を持つ。従って「変態的国語の撲滅」も主張される(Ibid.326)。公学校の一教師の考えではあるが,「国語」教育の理想形態がどこに置かれていたかを語るものであり,それこそが書名の通り「二言語併用」の「解決」とされたのである。

この点は同年に開かれた座談会「外地の日本語問題を語る」(『文芸春秋』編集部[1939])で出された意見にも見られる。出席者の一人である朝鮮総督府学務局の編修官森田梧郎は,朝鮮の子供たちは「良い言葉と,悪い言葉と,両極の言葉を覚え込んで,中間の言葉がないのです。学校で習ふよそ行きの言葉と,街で聞く無遠慮な言葉を覚えてしまふので,その両極端を知つてゐる」と述べ,さらに「自分の言葉で自分の思想を適切に表現するといふ方面に力を注

いで話す場合，そこにその生命があるのではないかと思ふのです」とまで述べている。しかしながら学校の言葉でも街の「汚い」言葉でもない日本語の変種を自分の言葉にさせ，それを適切に使わせることは，日本語を母語としない人々にとって果たして可能なことなのであろうか。ここに「内地」の「国語教育」の目指す目標がそのまま生かされていることがうかがえる。日本語母語話者が感じるように感じる人間に教育していくことのおそろしさに，「国語」を学ばせる側は疑問を抱かなかったのである。

この点への疑問がないからこそ，1941年11月には『国語の台湾』なる雑誌が刊行され，第一号の巻頭言で「本島人はもとより，ここに住む内地人もすべて醇美なる国語を使用しなければならない」という理想が述べられるのであった。この雑誌に寄稿した安藤正次は二言語併用を過渡的な現実として解釈し，その状態が解消され「魂と魂が触れ合ふことによつて」国民精神の涵養がなされることが「国語の台湾」だと規定していた（安藤［1941:4-5］）。日本人よりも日本人化せよという「皇民の錬成」が「国語の台湾」の実現（Ibid.6）なのであった。

4　むすびにかえて

以上，やや乱暴に近代日本の言語政策を分析する際に必要であろうと思われる枠組みを構築しようとした。「国語」「東亜共通語」「日本語」という諸概念はその形成からして常に異言語との対峙のなかにあった。そしてそれらを適用させていく地域は，帝国日本という領域を設定した場合にその膨張とともに変化する一方で，それらの論理は互いに密接な連関をもって強化・変容していったと考えることができるであろう。

帝国日本の崩壊によって日本語を押しつけ普及させる論理は壊滅したが，日本語が「東亜共通語」になりえなかったのは普及が軍事力を背景にしたものであったから，つまり方法の問題であったと言ってしまうと一面的にすぎる。そこに常に国民国家の論理を内在させていたところに一番の問題があったのだが，これは「国語」という概念の形成と密接不可分である以上，現在において「日本語の国際化」と唱えられても，この問題を克服するのは困難であるように思われる。過去において，日本語を完全な手段として「精神性」などと切り離して論じることができなかった以上，日本語が「国際化」可能かどうかは，「国語」なり「日本語」なりの背負ってきた意味を考えた上で決めていくことなのではなかろうか。

（本稿は平成８年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である）

1) 台湾や朝鮮地域での日本語普及政策については主に日本語教育という側面からの研究が際立って多く，ここでは紹介しきれないので割愛する。また「満洲国」言語政策については，豊田［1964:317-330］［1968:118-127］，石［1993:51-88］［1994］，拙稿（安田［1993］［1995c］［1996a］）がある。占領下東南アジアに対する言語政策については日本語普及政策の総合的な研究書として石井［1994］がある。地域ごとの具体的な政策についてはフィリピンに関して Gonzalez［1978］，太田［1984］［1986］［1992］など，シンガポール，マラヤに関しては明石［1992］，宮脇［1993］など，蘭印地域に関しては左藤［1980］［1983］，木村［1979］，早稲田大学大隈記念社会科学研究所編［1959:第四章第五節］，倉沢［1992:第八章］などを挙げることができる。

2) 例えばイ［1990］［1994］，清水［1990］，長［1991］［1995］，安田［1995a,b］など。

3) 近代日本の言語政策についての先行著作は，豊田国夫［1964］［1968］，石剛［1993］，川村湊［1994］を挙げられ，論文は小沢有作［1969］［1971］が主なものである。豊田の著作は事実の記述としては参考になるが，近代日本の「国語」の確立から一貫して異言語の認識があったということ，そして各地域の言語政策の違いがどのような点にあったのかという比較検討する総括的な視点が不足している。豊田の定義する国語は「同一国家に属する国民の，祖先以来継承してきた民族語で，現にその国民によって語られている，国家的性格を持った言語」（豊田［1964:31］）と自明なものとしている。石剛の著作は主に中国語と日本語との対抗関係を軸に描こうとしている。「日本語イデオロギー」の記述とともに「日本語の進出」に伴う言語接触の問題と日本人の異言語に対する認識が記述の視点として取り上げられている。しかしながら，記述全体としては豊田国夫の上記二著作をかなりの部分参考にしていると思われ，内容的にも大きく変わったところはない。そして日本「国語」の形成についてもページを割いているが，上田万年の議論を型どおりに追うだけで，その形成に日本の帝国主義的膨張とそれに伴う異民族言語への視線が関与していたことが見落とされており，結果として扱った地域を相互に連関させる軸が設定されていない。

また豊田・石ともに，日本語に対する言語観を扱っている。言語政策を支えた言語観として豊田は「言霊の思想」を軸にして論を整理・展開している。豊田は自身が学生であった戦時中に感じた，植民地への「『国語』を唯一の拠りどころとする」同化方針に対する疑問に「言霊思想」を以て答えようとしている（豊田［1980:234］）。石剛も「言霊」や「神になった日本語」という概念で分析をし，欧米の帝国主義が普遍原理として掲げる宗教の代わりに日本帝国主義は「言霊」に導かれる日本精神を普遍原理としていたという仮説を出している。言語をめぐる「熱狂」という点でまとめるのは簡単だが，実際に存在した多様な議論を覆い隠すことになりかねない。

川村湊『海を渡った日本語-植民地の「国語」の時間-』について。この著作では主に文学者や教育者が戦前・戦中期に行なった日本語普及の活動が述べられている。地域的にも南洋群島・台湾・南方［マレーやフィリピン］・朝鮮・満洲・北海道・樺太と，帝国日本の言語支配の地域をほぼ押さえている。しかしながら，全体の記述の枠組が明瞭にされておらず叙述的な記述となり，「国語」の在り方を明確に打ち出していないので議論の個別化を招くことになっている。

また小沢［1969］［1971］においては「国語としての日本語」「東亜語としての日本語」という二つの位相を設定して近代日本とアジアの諸言語との関係を「言語侵略」という観点から記述している。二つの位相や「近代化の手段としての日本語」などという概念は本稿においても参考となったが，その位相の形成過程やそこに盛り込まれた意図などについての説明が不十分なため，「侵略」論の深みやその隠微さが明確にはなっていない。

現在は入手困難な図書として平井昌夫『国語国字問題の歴史』（昭森社，1948年）を掲げておく。左翼ローマ字運動事件で1939年に検挙されたことのある平井昌夫の著作だが，日本「内地」での言語問題の動きを官民双方に関して網羅的に扱っており，参照に便利な書物である。しかし平井も

「国語」は悠久の昔から厳として存在するものと見なしている。

4） 上田万年に関する近年の研究として，中村［1988］，清水［1990］［1996］，長［1991］，イ［1994］，鈴木［1994］，陳[1995]，安田［1995b］など。

5） イ［1990]においては，日本国のために統一された言語が必要であると痛感していたが当時の日本語にそれは期待できないとしていた明治前半に活躍した森有礼と馬場辰猪の言語観を追っている。

6） この講演「国語と国家と」は日清戦争において「昨日われわれは平壌を陥れ，今日又海洋島に戦い勝ちぬ」（講演より）という国家としてのナショナリズムの高揚期になされた。それは一方で「千島のはても，沖縄のはしも」（講演より），すでに国家の領域として確定していた「日本」という枠組みが対外戦争によってその内部の「国民」に否応なく認識させられていった時期でもあった（千島の領有は1875年の千島・樺太交換条約によるものであり，沖縄県の設置は1879年のことであった）

7） 例えば「この日本語ほど開国以来国民によつて，純粋に語りつたへられた言葉は，世界の何処にもないのである」（上田［1906:56］）という発言。

8） 従って，日清戦争前後の国語論は「国字論」や漢字をめぐる論議が中心を占めていたことになる（長［1991］参照）が，『帝国文学』雑報（1898年12号）の指摘のように「新国字の採定を遂けて直に本邦国語の問題を解釈し畢へたりと早合点するなかれ」とし，「今日の普通文の基礎」である「標準文法の討究」こそが必要なのだと説くものもあった。

9） 文部省は1899年度予算に「国語調査会」のために一万円の予算計上をするが削られ，1900年度予算には当初から盛り込まなかった。しかし1900年２月の帝国議会で設置に対する政府への建議がなされるなどしたため，文部省は「国語調査会」の準備会を設け予算請求も行なったが，再度予算が削られてしまった。しかし民間からの要望は強く翌年の帝国議会で調査会の予算が付き，1902年に国語調査委員会の官制公布となった。

10） 岡倉由三郎『日本語学一斑』［1890］に初出（真田［1987:89］）。

11） 保科孝一及びその言語政策論についてはイ［1989]に詳しい。

12） 陳培豊は上田の「国語」観を受け継いだ教え子たちが台湾の教育に携わり，「国語」を通じて台湾が「国体」に包摂されていったことを述べている（陳［1995］）が，上田自身が植民地言語政策について直接的な発言をしていた訳ではない。

13） 例えば，朝鮮教育令［1911］第五条には「普通教育ハ［…］国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トス」，同年の普通学校規則第七条三「国語ハ国民精神ノ宿ルトコロ」などの表現が見える。

14） 台湾の場合は1900年の公学校の漢文教育をめぐる論争以降，漢文科が付随的な教科となっていった（陳［1995］）ところに「国語」の論理への制度的な包摂の過程があらわれる。

15） 『調査報告』を執筆した藤岡勝二の分類によれば，賛否の記事のうち「大体賛成」が17，「主義賛成・修正を要す・尚研究すべし」が16，「反対」が25であった。

16） 『明治文化資料叢書　第八巻』風間書房，1975年所収

17） 上田が1905年にこの国語会などの動きに応じて行なった講演では「国語と云ふものは仮名で書きましても，羅馬字で書きましても，速記文字で書きましても，国語は国語である」と述べている（上田［1905:14-15］）。

18） ただしその後も教科用図書調査委員会委員［1909-12］や臨時国語調査会委員・会長［1921-34］など文教政策には関与し続けてはいった。

19） 「日本語」という概念の成立の政治性・歴史性については，「国語」との整合性という点から子安［1994］が論じている。「東亜共通語」論への展開も含めて本論と議論は相似するが，子安は

「東亜共通語」概念と「国語」概念の形成の相関や「日本語」概念の創出による「国語」の論理の強化という側面には触れることがない。

20）例えば1943年9月28日閣議諒解事項「南方諸地域日本語普及ニ関スル件」では「日本語ヲ通ジテ日本精神，日本文化ノ浸透ヲ期スル」とともに「諸民族ノ団結強化ニ資スルヲ以テ目標トス」と謳われている。（石井［1994:106］）。

21）ちなみに川合のいう「日本精神」とは「単なる我が国民性でもなければ，単なる民族性を指して言ふものでもなくして，実に畏くも明治天皇の下し賜うた教育勅語に表れた御精神に他ならない」「忠愛の道」であった（川合［1935:8］）。

22）この第二部会の内容の検討及び占領下東南アジアでの日本語普及施策について簡便にまとめた著作として石井［1994］がある。

23）この審議会の議事録・答申については石川準吉『国家総動員史資料編第四』［1976］に抄録があり，1996年に龍渓書舎から『大東亜建設審議会関係史料』として復刻された。

24）この文書は『昭和社会経済史料集成第十七巻』大東文化大学東洋研究所［1992］に収められている。また後藤［1995］も参照。

25）例えば「建国大学」教授の重松信弘（日本文学）は「満洲国」は「日本の指導により現地民族の上に日本的なるものの加はることによつて」発展する（重松［1940:51］）が，日本語は日本精神・日本文化と分離することはできず，日本語を「指導体」，「満洲語」「蒙古語」を「存在体」として生み出される「満洲国」の国民文化・国民精神は，「現地文化が指導体の方向に沿ひつゝ自ら発達して行く新形象でなけらばならぬ」とする。そのための相互交流は必要だが「この交流は存在体自身の持つ価値を尊重しながらも，存在体を指導体の線に沿つて進める事に意義があ」り，「日本語の弘通には積極的意義があり，それ自身に絶対的な価値を含むに対し，現地語の日本人への普及は主として前の積極的意義を賛助する事に帰着する」とする（Ibid.54）。

また三木清は，1940年の8月から10月にかけて「満洲国」に滞在し，雑誌『知性』の1940年12月号で「満洲の印象」を発表した。そこで「複合民族国家といはれる満洲国において，日本語を国語と称する意味は従来の国語の概念とは違つたものでなければならない」と述べた上で，

> 満洲における日本語はむしろ西洋中世のラテン語と同様に考へられるのが適当なのではなからうか。言ひ換へると，それは公用語として，また学者語として取り扱はれるのが好いと思ふ。日本語が公用語として使用されることは東亜における日本の政治上の指導性に関係のあることである。そしてそれがまた学者語として使用されることは日本の文化上の卓越性に関係することである。満人や支那人で日本語を知つてゐるといふことが，彼等の間で真の有識者であるといふことの徴表となり得るやうに，日本文化の真価を高めていくことが我々の任務でなければならぬ。
>
> （三木［1967:379-380］）

と，全「満洲国民」が話さねばならぬ言語という見方はせず，学問の・知識人の言語として「東亜」において共有されるべきだという日本語共通語論を述べ，知識社会の「指導」言語が日本語であるべきだと主張する。

26）その変質は山室［1993］に詳細に描かれているが，イデオロギー的に言えば駒込武の指摘するように「王道」から「皇道」への転換期であり（駒込［1996:第V章］），法制度的に言えば，1937年12月1日の治外法権撤廃・満鉄附属地行政権の「満洲国」への委譲を目標に据えた「『独立国家』としての諸制度・法制の一応の完成」，「関東軍の『内面指導』の体制が確立」する時期にあたる（副島［1993:155］）。

27）「大東亜共栄圏」構想の形成と展開については安部［1996］所収の論文に詳しい。

28）例えば『読売新聞』1942年3月24日付朝刊に載った同社マニラ支局主催の座談会において，日

本軍政側の「日本精神を植付けるためには日本語を使用せしむるのが妥当だと思ふ」という発言を受け，「比島中央行政府文部厚生部長官」のクラロ・レクトは，フィリピンの教育は「日本精神をもつて」行なうことはできない，何故ならば「日本精神は日本国民のみがその伝統の中において持得るもので外国人には諒解し得ないものであるからだ」と述べ「日本精神」の押しつけに拒否反応を示していた。そのことは何よりもレクト長官の「比島は南方諸地方に比し最も文化程度の高い国」であるという矜持に裏打ちされたものであり，日本側の「南方」への蔑視に抗議の意を込めたものでもあった。またカナモジカイ理事で文相も務めた平生釟三郎の「ミナミノ ホウノ 住民ワ 満洲ヤ シナ ト チガッテ 文化ノ テイドモ ヒクイシ，漢字ヲ シラナイノデ アルカラ，デキルダケ ヤサシクシテ オシエレバ ヨイ」（平生［1942:2］）という発言もある。

29） 石井均のまとめに従うと「日本にとって永久確保の必要な地域，帝国領土としてそれを保持する予定の地域，独立を認める地域毎にその教育施策に違いがみられる［…］（一）マラヤやインドネシア地域のように，教育勅語は適用されなかったものの，日本語をも教授用語とし，一部地域の住民に対しては「皇民」等の表現を用い，教育内容を改編し，学校の名称を公学校や国民学校と変更するなど，本格的な日本化をねらった重要戦略地域の被占領地住民の教育，（二）フィリピンとビルマのように独立を前提として日本化を行った地域の住民教育があったと言ってよかろう」（石井［1994:254］）となる。また「領土化」については「大東亜政略指導大綱」（1943.5.31御前会議）の第二要領（イ）項において「マライ，スマトラ，ジャワ，ボルネオ，セレベスは帝国領土と決定し重要資源の供給源として極力之が開発並に民心の把握に努む」（この項は「当分発表せず」とされた）と明確な領土化が定められていく。

30） 内閣の情報局が1942年にタガログ語・マレー語・ベトナム語・タイ語・ビルマ語の対訳を付した『ニッポンゴ』（情報局簡用語300語）を発表したが，これとても，軍事上の必要から軍隊関係の語彙が多く，制定の意図が情報局情報官箕輪三郎の言うように「極めて応急的の目的を持つて居るものでありますから，決してこれが今日の日本語の普及の標準になるといふ風には考へてゐない」，あくまでも過渡的な形態とされていたのである（「『共栄圏の国語対策』を語る」『国策研究会週報』［1942.4.18］p.8）。

31） 例えば，国語協会の理事であり基礎日本語の研究・選定に深く関わった石黒修は「基礎語については幾多の反対や疑問もあるが，いはゆる基礎日本語を外国人のために制定し，普及することは一案である」とし，中国大陸での日本語の普及状況を踏まえて，「満洲国において合理的にして，学習・使用の容易な基礎日本語，共通語としての日本語を制定する。乱雑にして学習，実用の困難な国語・国字のために，また風俗，習慣などを異にする人々が日常的に使用するために，既に今日ブロークンになり，ゆがめられ，なまられてゐる日本語，やがて生まれんとする日本語のビーチ・ラ・マルやピヂン・イングリッシュにそなへて，この基礎日本語を普及する。その発音，アクセントの制定，語彙の制限，語法の簡易化などによつて，一つは日本語の普及を容易にし，他には国外日本語の分裂をふせぐことができる。しかも日本との益々密接な交渉，日本人との絶えざる接触によつて，基礎日本語は基本日本語としての役割も演じよう」（石黒［1941:235-236］）と述べている。またカナモジカイの会員であり，マレー語・マレー文化の研究家であった宮武正道も「朝鮮，台湾等の外地に於ける日本語の普及」の在り方（つまりは「漢字文化の国」）と「南洋」の日本語教育の在り方は全く異なるべきだと主張し，「日本語の出版物を国内向，国外向の二種に分ち」，国外向けは総て表音カタカナで記し，国内向けも表音式仮名遣いと漢字制限を用いるような両者の区別を設けようとしている（宮武［1943:31］）。国語協会の基礎日本語論やカナモジカイ，ローマ字会などの簡易化の議論については拙稿（安田［1996b］参照）。

32） 第一回国語対策協議会と東亜教育大会の議事録は『「満洲・満洲国」教育資料集成』第23巻（エ

ムティ出版，1993年）に収められている。

33）例えば柳田国男は1939年の文章で「外国にある同胞，または異民族に対する日本語」の対策という「実地の必要」があってこそ「今日標準語の論議が新たに燃え立つた」と記している（「言語生活の指導」『コトバ』1939年12月，『柳田国男全集』21巻（ちくま文庫［1990］）所収）。他にも1933年には石黒魯平『標準語の問題』（国語科学講座XⅡ，明治書院）や1940年に国語教育学会編『標準語と国語教育』（岩波書店）などの書籍が出されていた。

34）当時出された書籍の題目にも『日本語の世界的進出』（松宮一也，1942年），『日本語の世界化』（石黒修，1941年）などが見られる。今日的に言えば「国際化」であろうか。

35）1942年の7月に頭山満らが当時の言語政策機関であった国語審議会の漢字制限案に反対する建白書を提出したが，その内容は「国語審議会の委員が，ローマ字カナモジ運動者を根幹とする国語協会一派の専擅に委ねられ，窮極するところは国語協会の目的たる左横書き表音文字採用に趨くべきことを指摘し，併せて国家教育に背反する国語協会の解散と，その機関誌『国語運動』の停刊を要請」したものであったという（島田［1942:114］）

36）高崎宗司は「大東亜共栄圏」内の地域を3つに分け，「国語としての日本語」地域，「国語の一つとしての日本語」地域，「大東亜共通語としての日本語」地域を設定している（高崎［1995］）。短い論文なので十分に論が展開されておらず，各地域相互間の交渉や連関が論じられていない。

37）「生活語」か「文化語」かという議論は1941年を前後して盛んに唱えられるようになった。評論家長谷川如是閑によれば「生活語」とは「日常生活に用ひられる形態の言語」であり，「文化語」とは「芸術一般に用ひられる言語，及び学問や技術上の用語等を含めた」言語であった。これらのどちらの形態を主として日本語非母語話者に教えるかという議論であった。この議論については石［1993］が紹介している。

38）また小林英夫の文章にも「「国語」といふ語は，我々の言語的表現体系を「内から」，すなはち使用者自身から眺め，従つて伝統による愛着と愛情を罩めて名付けた名称であり，「日本語」といふ語は，世界的立場から，ある明確な特性を具へた一つの言語体系に与へた称呼である」（小林［1942］）とある。小林英夫はド・ソシュールの『一般言語学講義』の訳者として知られ，著作集もある（みすず書房）。戦中戦後の小林については立川［1994］に触れられている。

39）時枝［1942］［1943］に鮮明に表れている。時枝誠記は新設された京城帝国大学の助教授として1927年に27歳で朝鮮に渡り1933年教授となり，1943年に東京帝国大学教授となるまで朝鮮にいた。つまり大学人としての経歴は朝鮮から始まるのである。安田［1995a］参照。

参照文献一覧

明石　陽至［1992］「軍政下シンガポール，マラヤにおける日本の教育政策」，国立教育研究所［1992］所収
朝日新聞社［1942］『国語文化講座6　国語進出編』，朝日新聞社
安部　博純［1996］『日本ファシズム論』，影書房
安藤　正次［1939］「国語問題と国語政策」『国語運動』3巻10号
安藤　正次［1940］「進出の形態と方策」『文学』8巻4号
安藤　正次［1941］「皇国民の錬成と国語の台湾」『国語の台湾』創刊号［1941.11］
イ・ヨンスク［1987］「朝鮮における言語的近代」『一橋研究』12巻2号
イ・ヨンスク［1989］「保科孝一と言語政策」『文学』57巻5号
イ・ヨンスク［1990］「森有礼と馬場辰猪の日本語論-『国語』以前の日本語-」『思想』795号

イ・ヨンスク［1994］「国語学と言語学」『現代思想』22巻９号
石井　　均［1994］『大東亜建設審議会と南方軍政下の教育』，西日本法規出版
石黒　　修［1941］『日本語の世界化』，修文館
上田　万年［1895a］「標準語に就きて」『帝国文学』１巻１号
上田　万年［1895b］「国語研究に就て」『太陽』１巻１号
上田　万年［1902］「国民教育と国語教育（承前）」『言語学雑誌』３巻３号
上田　万年［1905］『普通教育の危機』，冨山房
上田　万年［1906］「二十世紀に於ける国語学の位地」『太陽』12巻９号
栄沢　幸二［1995］『「大東亜共栄圏」の思想』，講談社現代新書
大岡　保三［1942］「外地の日本語教育」，朝日新聞社［1942］所収
太田　弘毅［1984］「軍政下フィリピンにおける教育政策」『政治経済史学』213
太田　弘毅［1986］「フィリピンにおける日本軍政と日本語教育」『政治経済史学』238
太田　弘毅［1992］「太平洋戦争下フィリピンの教育」，国立教育研究所［1992］所収
長　志珠絵［1991］「『国語』イデオロギーの形成と近代天皇制国家」，馬原・掛谷編［1991］所収
長　志珠絵［1995］「国歌と国語」『講座　世界史４』，東京大学出版会
小沢　有作［1969］「太平洋戦争下の日本語教育」『教育』237号
小沢　有作［1971］「日本植民地教育政策論-日本語教育政策を中心にして-」『人文学報』（東京都立大学人文学部）No.82
金沢庄三郎［1911］「朝鮮併合と国語問題」『教育学術界』23巻４号
川合　貞一［1935］「日本精神と社会の本質構造との関係に関する研究序説」『国民精神文化研究』第２年第７冊
川村　　湊［1994］『海を渡った日本語』，青土社
木村栄一郎［1979］「軍政期の教育制度と日本語教育」，早稲田大学社会科学研究所編［1979］所収
倉沢　愛子［1992］『日本占領下のジャワ農村の変容』，草思社
国立教育研究所［1992］『戦前日本のアジアへの教育関与』（国立教育研究所紀要第121集）
後藤　乾一［1995］「『大東亜戦争』解放史観の虚妄性」『世界』1995.5
コバヤシ　コウゾウ［1941］「国語国字問題ニ　対スル　新村出博士ノ　御意見ヲ　キイテ」『カナノヒカリ』1941年３月号
小林　英夫［1942］「言語政策と日本語-対照言語学的方法を-」『帝国大学新聞』1942.12.14（『小林英夫著作集２』みすず書房，1976年に「国語から日本語へ」として所収）
駒込　　武［1996］『植民地帝国日本の文化統合』，岩波書店
子安　宣邦［1994］「『国語』は死して『日本語』は生まれたか」『現代思想』22巻９号
Gonzalez,Andrew B.［1978］'Language Planning in the Philippines during the Occupation (1942-1945)' SHAKAI KAGAKU TOKYU, 23-3
左藤　正範［1980］「インドネシアにおける日本軍政の言語政策」『太平洋学会誌』６～８号
左藤　正範［1983］「インドネシアにおける日本軍政期の言語・教育政策-日本海軍支配地域の場合-」『京都産業大学論集』12巻４号
真田　信治［1987］『標準語の成立事情』，ＰＨＰ研究所
石　　剛［1993］『植民地支配と日本語』，三元社
石　　剛［1994］「満州国と日本語」『戦前日本の植民地教育政策に関する総合的研究』（平成４・５年度科学研究補助金（総合Ａ）研究成果報告書，研究代表阿部洋）
重松　信弘［1940］「満洲国に於ける日本語の地位」『文学』８巻４号

幣原　坦［1919］『朝鮮教育論』，六盟館（『日本植民地教育政策資料集成（朝鮮篇）』第25巻所収，龍渓書舎）
島田　春雄［1942］「国語変革と国民思想」『公論』５巻９号
清水　康行［1990］「近代『国語』史研究の視点-上田万年『国語と国家と』を手がかりに-」『国文学解釈と鑑賞』55巻７号
清水　康行［1996］「上田万年をめぐる二，三のことども-専門学務局長就任から国語調査委主事辞任まで-」『山口明穂教授還暦記念国語学論集』，明治書院
神保　格［1942］「言語的強制圧迫は不可」『帝国大学新聞』1942.3.23
鈴木　広光［1994］「上田万年とW．D．ホイットニー-近代日本『国語』政策の基底-」『国語学』176号
副島　昭一［1993］「『満洲国』統治と治外法権撤廃」，山本編［1993］所収
高崎　宗司［1995］「『大東亜共栄圏』における日本語」『岩波講座日本通史　第19巻』
立川　健二［1994］「POUR OU CONTRE SAUSSURE?　未来の国語設計者・小林英夫の言語学思想について」『現代思想』22巻９号
陳　培豊［1995］「近代日本の国体イデオロギーと台湾の植民地統治-上田万年の国語観を中心に-」『中国研究月報』571号
ドウス，ピーター［1992］［藤原帰一訳］「植民地なき帝国主義-『大東亜共栄圏』の構想-」『思想』814号
時枝　誠記［1942］「朝鮮に於ける国語政策及び国語教育の将来」『日本語』２巻８号
時枝　誠記［1943］「朝鮮に於ける国語」『国民文学』３巻１号
豊田　国夫［1964］『民族と言語の問題』，錦正社
豊田　国夫［1968］『言語政策の研究』，錦正社
豊田　国夫［1980］『日本人の言霊思想』，講談社学術文庫
中島　健蔵［1977］『回想の文学５』，平凡社
中村　哲也［1988］「明治期における国民国家形成と国語国字論の相克-国語学者上田万年の歴史的位相-」『東京大学教育学部紀要』27巻
『日本評論』編集部［1943］「大東亜と日本語-座談会-」『日本評論』19巻２号
平生釟三郎［1942］「大東ア　ヲ　ムスブ　カナモジ」『カナノヒカリ』1942年７月号
『文芸』編集部［1942］「言語政策座談会」『文芸』1942年３月号
『文芸春秋』編集部［1939］「外地の日本語問題を語る」『文芸春秋』1939年12月号
保科　孝一［1898］「方言に就て」『帝国文学』４巻２号～７号
保科　孝一［1901］『国語教授法指針』，宝永館
馬原鉄夫・掛谷宰平編［1991］『近代天皇制国家の社会統合』，文理閣
丸山　真男［1964］『増補版　現代政治の思想と行動』，未来社
三木　清［1967］「満洲の印象」『知性』（1940年12月）『三木清全集第14巻』，岩波書店所収
宮武　正道［1943］『南洋の言語と文学』，湯川弘文社
宮脇　弘幸［1993］「マラヤ，シンガポールの皇民化と日本語教育」『近代日本と植民地７』，岩波書店
文部省教科書局国語課［1949］『国語調査沿革資料』，文部省
安田　敏朗［1993］「『満洲国』の言語計画-『五族協和』のなかの言語-」『東京外国語大学アジアアフリカ言語文化研究所通信』第79号
安田　敏朗［1995a］「近代『国語』の歴史」『地域文化研究』第８号
安田　敏朗［1995b］「『東亜共通語』の系譜-上田万年・『満洲国』・『大東亜共栄圏』-」

『地域文化研究』第9号
安田　敏朗［1995c］「『満洲国』の『国語』政策」『しにか』1995年10月号，11月号
安田　敏朗［1996a］「『王道楽土』と諸言語の地位-『満洲国』の言語政策・試論-」『アジア研究』42巻2号
安田　敏朗［1996b］「基礎日本語の思想-戦時期の日本語簡易化の実態と思惑-」『比較文学・文化論集』第12号
山崎　睦雄［1939］『二言語併用地に於ける国語問題の解決』，台北新高堂書店
山田　孝雄［1932］『国語政策の根本問題』，宝文館
山田　孝雄［1938］『国語尊重の根本義』，白水社
山室　信一［1993］『キメラ　満洲国の肖像』，中公新書
山本有造編［1993］『「満洲国」の研究』，京都大学人文科学研究所
吉田　澄夫［1942］「国語国字整理を促進」『帝国大学新聞』1942.3.23
早稲田大学大隈記念社会科学研究所編［1959］『インドネシアにおける日本軍政の研究』，紀伊国屋書店
早稲田大学社会科学研究所編［1979］『インドネシア-その文化社会と日本-』，早稲田大学出版部